

令和 2 年 3 月 6 日  
事 務 連 絡

各都道府県介護福祉士養成施設（実務者研修）担当  
各地方厚生（支）局介護福祉士学校（実務者研修）担当

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室

実務者研修に係る Q&A 集の一部修正について

介護人材の育成・確保につきまして、平素より格段のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 5 月 23 日にお示した「実務者研修に係る Q&A 集の送付について（その 3）」（別添）について、今般、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（令和 2 年 3 月 6 日社援発 0306 第 21 号）及び「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」（令和 2 年 3 月 6 日元文科高第 1122 号・社援発 0306 第 22 号）の改正に伴い、以下の通り、一部内容を修正いたしましたので、管内養成施設等へ周知いただきますようお願いいたします。

【質問】

○通し番号 3

看護師又は看護師養成所を修了した者であっても、450 時間以上の教育内容をすべて受講するのか（履修免除はされないのか）

回答	
（修正後） <u>看護師、准看護師の資格を有する者</u> <u>については、免許証原本を確認の上、</u> <u>医療的ケアの科目の履修を免除する</u> <u>ことが可能です。</u>	（修正前） お見込みのとおり、原則どおり 450 時間の教育内容を受講して頂くことが必要です。

事務連絡  
平成 25 年 5 月 23 日

各地方厚生局指導養成課  
四国厚生支局健康福祉課 } 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室

実務者研修にかかる Q & A 集の送付について (その 3)

実務者研修にかかる質問のうち、平成 24 年 1 月 12 日にお示したもののうち「2」について別添のとおり一部修正し、また、Q & A を追加しましたので、管内養成施設等へ周知いただきますようお願いいたします。

(本件照会先)

厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課福祉人材確保対策室

(内線 2867)

Tel : 03-5253-1111

通し 番号	分類	質問	回答
1	教育内容	<p>(「平成24年1月12日付事務連絡における「【実務者研修関係】2教育関係」の一部修正)</p> <p>介護職員基礎研修修了者については、修了認定により50時間の履修で実務者研修修了となるが、その場合も、6月以上の在籍が必要か。 また、介護職員基礎研修修了者向けの50時間コースの指定を受けることも可能なのか？</p>	<p>(修正前) 修了認定を行う際であっても、実務者研修の修業年限は6月以上必要です。 また、実務者研修の指定には450時間以上の教育内容が必要です。しかし、指定を受ける際に、当該6月以上の課程の中で、50時間で修了するクラスを設けることは差し支えありません。(ホームヘルパー2級についても同様に320時間で修了するクラスを設けることは差し支えありません。)</p> <p>(修正後) 修了認定を行う際であっても、実務者研修の修業年限は6月以上必要です。 また、実務者研修の指定には450時間以上の教育内容が必要ですが、これは、平成24年度以降に初めて介護等の業務に従事した者が早期の段階から実務者研修を受講できる環境を整備する必要があるなどのためです。 しかしながら、相当数の介護職員基礎研修修了者やホームヘルパー2級研修修了者がいる現状に鑑み、学則により450時間以上のクラスを設けることが明記され、かつ、当該教育を行う体制が整っていれば、450時間以上のクラスの指定を受けた上で、当面、例えば介護職員基礎研修修了のみを対象とした50時間クラス(同様にホームヘルパー2級研修修了者のみを対象とした320時間クラス)のみで募集・開講しても差し支えありません。</p>
2	教育内容	<p>介護職員基礎研修及び喀痰吸引等研修の修了者が実務者研修を受講する場合の履修科目と在籍期間はどのようになるのか。</p>	<p>修了認定により、全科目(450時間)について履修し修得したものとみなすことが可能ですが、在籍期間は6月以上となります。</p>
3	教育内容	<p>看護師又は看護師養成所を修了した者であっても、450時間以上の教育内容をすべて受講するのか(履修免除はされないのか)。</p>	<p>お見込みのとおり、原則どおり450時間以上の教育内容を受講して頂くことが必要です。</p>
4	実務者 研修教員 講習会	<p>実務者研修教員講習会の講師の要件について 「学校教育法に基づく大学、大学院又は短期大学の教授、准教授、助教又は講師として、介護に関する科目に関し5年以上の教歴を有する者」とされているが、この「介護に関する科目」は介護福祉士養成(学校)課程における領域「介護」の科目に限定されるのか。</p>	<p>介護福祉士養成(学校)課程における領域「介護」の科目のみに限定されるものではありませんが、実務者研修教員講習会の科目を教授するにふさわしい「介護に関する科目」であることが必要です。</p>